

第14回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和2年11月18日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

（議題1）適正な下水道使用料のあり方について②

（議題2）適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について①

4 出席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学大学院 教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	稲垣 栄子	岡崎商工会議所
	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、
上下水道部長 荻野恭浩、上下水道部次長（総務課長） 鈴木洋人、
経営管理課長 小林也寸志、サービス課長 岡本秀樹、
下水施設課長 藤野真司、下水工事課長 富永道彦、
経営管理課副課長 松谷朋征、総務課副課長 金原和美、
経営管理課経営2係係長 神尾清達、総務課総務係係長 飛田晃宏、
経営管理課主事 今泉高樹

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち全員が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者なし)

8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、鈴木 純子 委員を指名した。

9 議事の要旨

(議題1) 適正な下水道使用料のあり方について②

資料1、別紙1及び参考資料に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(H委員)

国土交通省から「下水道経営に関する留意事項について」という通知が発出されているとのことですが、これは全国の事業者に向けて資産維持費の考え方を取り入れなさいという指針が示されたものと考えればいいのでしょうか。

(事務局)

各事業者がこれをどこまで採用していくかというのは、現在も拡張期で整備を進めている事業者、整備を終えて維持管理の時期にある事業者等、事業者毎にそれぞれ事情があるかとは思いますが、基本的な考え方としてはこの通知に沿った運用を進めていくべきだと考えています。

(G委員)

これまでの会議で説明のあった総括原価方式による試算により2.32%の使用料改定が必要であるという話と今回説明があった使用料体系を見直すという話の関連がよくわからないのですが。

(事務局)

これまでにお示しさせていただいた2.32%の使用料改定の件については、使用料全体の徴収額そのものを引き上げる必要があるということですが、本日は、そのこととは別に、基本使用料の比率や逡増度の変更といった体系の見直しの必要性について示させていただきました。委員の皆様には資産維持費の考え方を取り入れた使用料全体の引き上げが必要かということと使用料体系を見直ししていくべきかということ、それぞれ要素としては分けてご検討いただければと思います。

なお、今回の資料については、2.32%の改定を行った前提で数値をお示しさせていただきますのでご承知おきください。

(C委員)

料金体系を見直していく場合の激変緩和措置として3段階のステップが示されていますが、資料に示されているステップ3という最終段階への到達は何年後を目指していくべきだと考えていますか。

(事務局)

下水道使用料は水道の使用量に比例して料金を徴収させていただいていますが、水道については12年ほど前から有収水量の減少が始まっています。

一方、下水道は一部拡張を進めていることもあって、これまで増加傾向にありましたが、まもなく頭打ちとなり、人口減少も始まっていくことから、今後、有収水量が減少していくことが見込まれます。

資料にもお示しさせていただきましたが、使用水量が10%程度減少するのが概ね20年後くらいではないかと考えておりますので、それまでにはステップ3という最終段階の使用料体系に到達している必要があるのではないかと考えています。

(B委員)

現在の使用料体系は、少量使用者の単価は低く、大量使用者の単価は高く設定されているということですが、そもそもこうした使用料体系としてきた経緯について教えてください。

(事務局)

生活に必要な最低限の部分については、使用者の負担を抑える配慮を行ってきたと聞いています。

(B委員)

使用料体系を見直していく場合に、段階的に基本使用料を上げていくという案が示されていますが、少ない改定幅で何度も上げるよりも、少し大幅な改定となっても回数を減らした方がいいという考え方もあるのではないのでしょうか。

(事務局)

一度に大胆な改定をした方がいいという考え方もあるかとは思いますが、負担をしていただく方々の立場に立った場合に、少しずつ段階的に改定をした方がいいのではないかと考えて提案をさせていただきました。

(H委員)

一度に大胆な改定をしてはという案も出ましたが、小口使用者が大半を占める中で、あまり大幅な改定をすると大きな負担感を使用者に感じさせてしまうことになりそうですし、一方で頻繁に使用料が改定されるのもどうかと思うのでその辺りのバランスをとる必要があると思いますが、今回、もしも改定するとした場合に少量使用者への配慮というのはどの程度考えられるのでしょうか。

(事務局)

最近使用料の改定を行った近隣の自治体では、改定当初は目標額の半分の設定としてから、1年後に目標額に改定するといった段階的施行を行っております。今回、長期的な視点での激変緩和の提案をさせていただいておりますが、さらに、段階的な施行をとということも制度的には可能だと考えています。

(H委員)

基本使用料を使用水量の区分に応じて三段階程度に分けるといような考え方はできるのでしょうか。

また、使用料の改定は使用者の理解を得ながら行っていく必要があると思いますが、現在コロナウイルスが拡大している中で、一番影響を被っているのは小口使用者の方々で大変厳しい状況にあると思います。そのような状況下で値上げをしていくというのは難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

この審議会は令和2年度から3年度までをかけて令和4年度から4年間の使用料について審議いただいておりますが、その後も4年ごとに審議会を設けさせていただき都度検討をしていく予定となっております。今回、激変緩和措置として20年後までのステップをお示しさせていただきましたが、決して20年後までの使用料を諮っているわけではありませんのでその点をご承知おきください。

基本使用料を区分に応じて分けることについては、基本使用料を工業用と一般生活用と分けて設定している事業者はあったかと思いますが、水量によって分けている事例を把握していませんので少し研究をさせていただきたいと思います。

コロナウイルスの関係についてですが、これまでご説明させていただいた資料は、コロナウイルスの影響等を一切考慮せずに、経営的な視点から理想的な数値をお示ししたものとなっております。ただ、委員からご指摘のとおり、コロナウイルスに関する議論についても当然本審議会の中で行っていただく必要があると考えています。

(I委員)

今回、理想値ではなく、理想値の半分に中期目標を設定してお示しいただいていますが何か根拠はありますか。

(事務局)

全国的な動向を見ても完全な理想値をいきなり求めていくのは困難だと考え、今回のような提案をさせていただきました。

(I委員)

仮に使用水量が10%減少した場合、現行の使用料体系では収入が89.1%に落ち込んでしまうが、理想とする使用料体系とした場合は95.9%の収入が確保で

きるとの説明でしたが、理想値の1/2に設定した目標値ではどうなりますか。

(事務局)

収入への影響も半分(92.5%)となります。

(G委員)

資料の説明の中で、月の使用水量が30m³までの件数が全体の40%程度との説明でしたが、金額ではどのくらいの割合になるのでしょうか。

(事務局)

先ほど月の使用水量が30m³までの件数が全体の40%程度とご説明しましたが、80%の誤りでしたので訂正させていただきます。なお、使用料収入の割合については、約40億円の使用料収入のうち、月の使用水量が30m³までの方の使用料収入は約16.5億円となっており、こちらが全体の約40%となっています。

(G委員)

第12回の会議の際に、管渠施設の改築更新費用をもとに資産維持費の算定を行ったとの説明がありましたが、資料上では2015年からの改築工事費の見込みがやや平坦に見えるので、もう少し具体的な説明をお願いします。

(事務局)

改築工事費については、平成29年度に策定をした第1期のストックマネジメント計画に基づいたものとなっています。この計画は、拡張期の中での維持管理ということもあり、戦前から昭和40年頃までに敷設した管の更新を中心に行っていこうという方針で作成したもので、必要なもの全てが組み込まれている状況になっているとは考えておりません。今後、次期計画の策定に向けて、さらに検討をしていかなければならないと考えておりますが、改築工事費及び資産維持費については増大傾向にあると思われれます。

(G委員)

つまり今回示されているのは当面の数値であって、先々まではまだはっきりしていない部分があるということでしょうか。

(事務局)

下水道の維持管理の時代は始まったばかりであり、資産維持費の考え方が示されたのも平成29年度からということで、今後、熟成されていくものだと考えています。そのような中、資産維持費をどう見込んでいくかというのは今後、さらに研究していかなければいけないと思っています。

(G委員)

資産維持費の算定がそうした状況のまま、2.32%の改定を行うということは、市民の方々への説明がなかなか難しいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

(事務局)

ストックマネジメント計画は5年ごとに計画の見直しをしていきますが、見直すたびに費用が増大していき、それに伴い使用料もその都度高くなりますというのでは確かにご理解いただくのは難しいかもしれません。

(G委員)

市民の方々への説明として、もう少し先に、より精密な内容、金額が算定できたタイミングで、責任を持った数字として示した方が適切であるという考え方もありますか。

(事務局)

4年後の審議会で、精査された改築更新費用を示していくことは可能だと思います。確かに現状は、計画を策定した平成29年度という時期が、まだ資産維持費という考え方が示されたばかりということもあり、使用料算定への影響をあまり考慮していない状況で策定された計画であるということは否めません。

(F委員)

資産維持費も含めた数値全般について、しっかりと説明ができなければ市民の方々からも理解が得られないのではないかと思います。

また、経過措置の考え方についても、しっかりと根拠だった目標を設定していく必要があるのではないのでしょうか。

(議長)

これまでの質問や議論を通じて色々と論点も出てきて、確認できたことも多かったと思いますので、現時点での各委員の考えを伺いたいと思います。お一人ずつ簡潔にご意見をいただけますでしょうか。

(I委員)

使用料体系を段階的に移行することについては、もう少し大胆に行ってもいいのではないかとも思いましたが、このような状況下でもありますので、示されているステップ1の案でも仕方ないのかなと感じました。次の改定時期にまた大きな改定となってしまう可能性もありますが、示された案を支持したいと考えています。

(G委員)

統括原価方式による料金の改定率が2.32%ということで、あまり大きな増額ではないという点と説明がまだ足りていないところもあるということを考慮すると、次の改定の時期まで見送った方がいいのではないかと思います。

使用料の体系変更については、方向性としては必要だと思いますが、使用料改定を行わないのであれば小口使用者だけが値上がりとなるのでやはり適切でないと思います。

(E委員)

審議を通して様々な数値が出てきて、使用水量によっても使用料が上がったり、下がったりしており、総収入も上がるのか下がるのか、よくわからないというのが正直なところで、なかなか理解が得られないのではないかなと思います。

(C委員)

増減度を下げていく方針ということは理解ができました。将来的にはそういう方向に持っていくべきだと思いますが、今回、改定をする場合は、来年度には公表をしていくことになるかと思います。ただし、その時にコロナの状況が劇的に緩和しているとはとても思えないので、市民の収入が減少している中、下水道使用料を値上げすることについて理解が得られるかという疑問があります。もう少し改定の時期を後ろに伸ばすということも一つの手としてあるのかなと思います。

(A委員)

市民の感覚として、現在でも下水道使用料は高いということと言われる方が多いのですが、下水道事業に一部税金が使われているということを知らない人も多いので、そうしたことや現状、将来的なこと、そして改定自体は必要だと感じているのでこのように改定していくということをしっかり説明していくことが大事だと思います。

(H委員)

使用料体系を見直すことについては、やはりわかりにくい面があるので、もう少し具体的な数字を示してくれると理解しやすいし、市民の方々にもしっかりと説明ができるのではないかと思います。将来的に改定は必要だとは思いますが、使用水量の傾向等をもう少し確認してからでもいいのではないかと思います。以上のことから、今回すぐに改定というのはやや時期尚早ではないかと思います。

(F委員)

節水機器の普及が進んでいますし、ウォーターサーバーの購入などで水道の使用量は減少していると思いますが、それらを踏まえて値上げをすれば、使用者のみなさんはその手立てをされて、また使用量が減少すると思います。

また、このコロナ禍において使用量の未納の方が増えてきていると思うので、使用料の収納状況なども把握して検討したいと思います。

(D委員)

料金改定は致し方ないと思いますが、知らない間に使用料が加算されているようなことがあると市民の方々も不公平感を感じるので、皆さんが納得できる説明をして、理解していただく必要があると思います。

(B委員)

これまでの議論の中では、将来的な見通しをたてると改定が必要ではあるが、使用料を今すぐ改定しなければ困ってしまうという状況にはないということだと理解していますので、段階的な見直しをするのではなく、本当に必要になった時に必要な使用料に改定すればいいのではないかと思います。今回は改定を見送り、次の改定時期に審議をする中で、市民の方々に改定の必要性をしっかりと明確に説明できるようにしてから行ったほうがいいと思います。

(議長)

今回の審議会まで少し時間がありますので、その間に、今、各委員からお伺いした意見を参考に、私と事務局とで作業を進めておきたいと思います。

(事務局)

今回の審議会は1月20日を予定しておりますが、この時は農業集落排水処理施設使用料のあり方についてご審議をいただく予定でおりますので、下水道使用料のあり方については、来年度の5月に予定している審議会にてまとめをさせていただきます、7月の審議会で答申書をまとめたいと思いますので、引き続きご協力のほどお願いいたします。

(議題2) 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②

資料2に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(H委員)

小美地区の使用量を他の地区と同一の単価とした場合も1.33%の改定は必要になるのでしょうか。

(事務局)

仮に小美地区の使用料を他の地区と同一の単価とした場合は、4年間で250万円ほどの使用料収入の増が見込めますが、統括原価と使用料収入の差額は550万円不足していますので、全てをそれだけで賄うことはできません。

(G委員)

第11回の審議会で、現状では非農家世帯の割合の方が高く、定額制のメリットが発揮されにくいという課題の説明がありましたが、小美地区の使用料を他の地区と同一の単価とする前提の上で、定額制や世帯人員の単価をどのようにしていくのかといった方向性はどのように考えていますか。

(事務局)

今回の審議会で従量制に変更した場合のモデル等をお示ししながら、使用料

体系の検討をしていただきたいと思います。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

11 事務連絡

事務局から、次回、第15回水道事業及び下水道事業審議会の開催日程（令和3年1月20日）を連絡した。

会議資料

【事前送付資料】

次第

資料1 適正な下水道使用料のあり方について②（下水道使用料体系の検証）

別紙1 使用料体系の検証資料

資料2 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について①（農集使用料水準の検証）

【当日配布資料】

参考資料 国土交通省通知（下水道経営に関する留意事項について）